

弘前圏域定住自立圏協定変更事項一覧表

変更種別	追 加	削 除	
政策分野	生活機能の強化	生活機能の強化	
分野名	土地利用	教 育	
取組の名称	空き家・空き地の利活用の促進	学校給食の充実	学校教育環境の整備
取組の内容	圏域の空き家及び空き地の利活用を促進するため、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会（以下「協議会」という。）を設立し、連携してバンクの運用等の事業を行う。	甲が設置する学校給食センターから乙の学校給食未実施校に対して学校給食を提供するため、その時期及び内容等について継続的に検討し、及び検証を行い、学校給食の提供を行う。	乙から甲への中学校教育事務委託の実現のために、学校教員、保護者、地域住民及び教育委員会職員による東目屋・西目屋児童生徒等交流推進協議会において意見交換し、学校間及び地域間の交流を推進する。
締結市町村名	全市町村	弘前市、黒石市	弘前市、西目屋村
中心市（甲）の役割	協議会の事務局を置き、その事業を中心的に行うとともに、必要な経費を負担する。	甲が設置する学校給食センターにおける調理可能食数と児童生徒数の推移等を把握しながら、乙の学校給食未実施校に対する学校給食の提供を計画的に行う。	乙からの中学校教育事務委託の実現のために、乙と連携して学校間及び地域間の交流を推進する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して協議会の事業を行うとともに、必要な経費を負担する。	学校給食の実施に必要な学校施設の整備等を行うとともに、甲が行う学校給食の提供に必要な経費を負担する。	甲への中学校教育事務委託の実現のために、甲と連携して学校間及び地域間の交流を推進する。